

令和5年小野町議会12月第1回会議

議事日程（第1号）

令和5年12月26日（火曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第68号 令和5年度小野町一般会計補正予算（第5号）
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 5 議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑以下日程第6まで同じ〕
- 日程第 6 議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案の委員会付託
- 日程第 8 委員長の審査結果報告
- 日程第 9 委員長の報告に対する質疑（各部常任委員会委員長）
- 日程第10 議案第68号 令和5年度小野町一般会計補正予算（第5号）
〔討論、採決〕
- 日程第11 議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決以下日程第12まで同じ〕
- 日程第12 議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君
6番	会田明生君	7番	吉田康市君
8番	宗像芳男君	9番	水野正廣君
10番	久野峻君	11番	竹川里志君
12番	田村弘文君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 村 上 昭 正 君 副 町 長 菅 野 望 君
教 育 長 有 賀 仁 一 君 総 務 課 長 村 上 昭 一 君
健康福祉課長 先 崎 実 君 産業振興課長 鈴 木 稔 君
教 育 課 長 吉 田 隆 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 郡 司 功 次 長 郡 司 治 子
書 記 渡 邊 裕 之 書 記 新 田 晟 也

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（田村弘文君） ただいまから令和5年小野町議会12月第1回会議を開きます。
ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
1番 會 田 百合子 議員
2番 中 野 孝 一 議員
を指名します。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（田村弘文君） 日程第2、令和4年小野町議会12月第1回会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

8番、宗像芳男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宗像芳男君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（宗像芳男君） 本日午前9時より開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和5年小野町議会12月第1回会議の会議日程については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

また、議案の採決方法について、議案第68号については起立採決に、議案第69号及び議案第70号については簡易採決にすることといたしました。

以上をもって報告いたします。

- 議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、12月第1回会議の日程は本日1日限りいたします。

次に、議案の採決方法について、議案第68号については起立採決とし、議案第69号及び議案第70号については簡易採決により行うことといたします。

令和5年小野町議会12月第1回会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第68号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第68号 令和5年度小野町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第68号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和5年小野町議会12月第1回会議が開催されるに当たり、議員の皆様には時節柄、何かとご多用の中ご参集をいただき、ご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

本議会にご提案申し上げます案件は、令和5年度一般会計補正予算案件1件、条例改正案件2件の議案3件

であります。

それでは、本議会12月第1回会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第68号 令和5年度小野町一般会計補正予算（第5号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に1億352万円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億3,984万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出それぞれの内容につきましてご説明申し上げます。

歳入におきましては、国庫支出金において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上、繰入金において財政調整基金繰入金を増額するものであります。

続きまして、歳出におきましては、令和5年10月3日付の福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、福島県の対応に準じて条例改正の議案を上程していることに伴い、特別職並びに議会議員の期末手当について該当費目において増額補正を計上しているほか、総務費において飯豊局管内光ファイバー支障移転工事負担金を増額、民生費において物価高騰対応重点支援給付金事業経費を計上、商工費において第2弾小野町応援商品券支給業務委託料を増額するものであります。

以上が、令和5年度小野町一般会計補正予算（第5号）の概要となります。

以上、補正案件1件につきましてご説明申し上げましたが、いずれも真に必要な補正予算であります。

なお、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等に説明いたさめますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第68号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第68号 令和5年度小野町一般会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第68号について質疑を終わります。

◎議案第69号及び議案第70号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第5、議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第6、議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

[議会議務局長朗読]

◎議案第69号及び議案第70号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 次に、議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は、令和5年10月3日付福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、特別給において、期末手当を0.1月分引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、本案につきましても、先ほどご説明申し上げましたとおり、令和5年10月3日付福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、特別給において期末手当を0.1月分引き上げる改正を行うものであります。

以上、議案第69号及び議案第70号までの条例の一部改正2案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

◎議案第69号及び議案第70号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第69号から議案第70号までの2議案について質疑を終わります。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第7、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休議といたします。

直ちに各部常任委員会を開催していただき、ただいま付託した議案の審議をお願いいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前11時15分

○議長（田村弘文君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎委員長の審査結果報告

○議長（田村弘文君） 日程第8、各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

10番、久野峻委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 久野 峻君登壇〕

○予算決算常任委員長（久野 峻君） 予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

令和5年小野町議会12月第1回会議において予算決算常任委員会に付託された事件は各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上申し上げます、予算決算常任委員会の報告といたします。

○議長（田村弘文君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

9番、水野正廣委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（水野正廣君） 令和5年小野町議会12月第1回会議において、総務文教常任委員

会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、特別給において期末手当を引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案についても、福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、特別給において期末手当を引き上げる改正を行うものであります。

以上が、令和5年小野町議会12月第1回会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第9、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第68号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第10、議案第68号 令和5年度小野町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第68号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第68号の討論を終わります。

◎議案第68号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第68号 令和5年度小野町一般会計補正予算（第5号）についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第68号 令和5年度小野町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号及び議案第70号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第11、議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括して議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第69号から議案第70号までの2議案を一括して討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第69号から議案第70号についての討論を終わります。

◎議案第69号及び議案第70号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第69号から議案第70号までの2議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時24分